

# 教育ローンの商品概要 1/3

保証機関＝株式会社 オリентコーポレーション

★入学金や授業料等の学校納付金のほか、教科書代・制服代等々のお支払にご利用いただけます。

★当金庫や国民生活金融公庫及び他金融機関でお借入れの教育ローン借換資金としてもご利用ください。

項目	内容
名称または愛称	教育ローン
ご利用になれる方	次のすべての条件を満たす個人のお客様 > 当金庫の営業区域内に居住または勤務されている方 > 満 20 歳以上、満 65 歳以下の方 > 小学校から大学院、その他予備校・専門学校に入在学する子弟を有する親権者等の方 > 株式会社 オリентコーポレーションの保証を受けられる方
お使いみち	対象となる資金用途は、次のとおりです。 ① 受験時に係る費用 ② 入学時に係る費用 ③ 在学時に係る費用 ④ 他金融機関の教育ローンの借換資金(直近 6 ヶ月間以上延滞のないもの) ⑤ 教育関連で株式会社 オリентコーポレーションが認めた費用 * 最大 1 年分とします。但し、授業料・学校に対する支払資金(振込指定必須となります)で同社が認めた場合は、この限りではありません。
ご融資金額	10 万円以上 500 万円以下で、1 万円単位とします。 * 但し、借換の場合は借換対象ローンの残高以内とします。
ご融資形式 ご融資期間	証書貸付 10 年以内で、6 ヶ月単位となります。据置(利払)期間は最長 4 年 6 ヶ月(在学期間+6 ヶ月)とします。但し、借換の場合は借換対象期間の残存期間を最長とします。
お申込に必要な書類等	> お申込人を確認する本人確認書類＝原則、運転免許証表裏の写し 運転免許証を徴求できない場合は、次のいずれかを写しが必要です。個人番号カード(表のみ)、パスポート、健康保険証(注)、顔写真付住民基本台帳カード(表裏)・運転経歴証明書(表裏) (注)健康保険証を徴求する場合は、保証基準とは別に、住民票抄本や公共料金の領収書の提示が必要となります。連帯保証人が必要な場合は連帯保証人の本人確認書類も必要となります。 > 年収を確認できる書類＝所得証明書、源泉徴収票、納税証明書、税務署受領印のある確定申告書の写し。連帯保証人が必要な場合は連帯保証人の年収を確認できる書類も必要となります。 * お申込金額が 300 万円未満の場合は不要です。 > お使いみちを確認できる書類＝合格通知書、入学金納付書、授業料納付書、賃貸契約書等 * 借換の場合は返済予定表、通帳の写し等 > この他、当金庫で必要と書類をご提出頂く場合があります。また、当金庫所定の契約書等を差入れて頂きます。 > 返済される口座のお届け印

# 教育ローンの商品概要 2/3

保証機関＝株式会社 オリентコーポレーション

項目	内容
ご返済方法	<p>➤毎月元利金均等割賦返済とし、ご融資金額の 50%以内であれば 6 ヶ月毎のボーナス返済併用も可能です。</p> <p>➤一括返済方式のお取扱はしていません。</p>
ご融資利率	<p>➤当金庫プライムレートを基準とした即時連動型変動金利です。</p> <p>* 新規ご融資時はお申込日の金利が適用されます。その後は、金融情勢の変化等による当金庫プライムレートの動きに連動して、ご融資利率が変動します。</p> <p>➤利息は後取方式で計算し、約定返済日にご指定の口座からお支払頂きます。</p>
遅延損害金	<p>約定返済を遅延された場合、その元金に対して年利率 18.25%、1 年を 365 日とする日割り計算で損害金を頂きます。</p>
ご融資保証料	<p>このローンの保証機関である株式会社 オリентコーポレーションへ、ご融資金額・ご融資期間に応じた保証料をお支払頂くこととなります。お支払方法は、ご融資時に一括してお支払頂く「保証料一括前払方式」となります。</p>
担保・連帯保証人	<p>株式会社 オリентコーポレーションの保証をご利用頂きますので必要ありません。</p>
手数料	<p>事務手数料として 1 件につき 540 円(消費税込)をいただきます。</p>
お申込方法 お問合せ先	<p>窓口係もしくは渉外係にお申出ください。</p>
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p><b>苦情処理措置</b> 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部（9 時～17 時、電話：0969-24-1177）へお申出ください。</p> <p><b>紛争解決措置</b> 熊本県弁護士会紛争解決センター（9 時～17 時、電話：096-325-0913）で紛争の解決を図ることも可能です。</p> <p>また、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）へ直接お申出ください。</p> <p>上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）へ直接お申出頂くことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用頂けます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所へお問合せください。</p>

# 教育ローンの商品概要 3/3

保証機関＝株式会社 オリентコーポレーション

項目	内容
その他参考事項	<ul style="list-style-type: none"><li>➤お申込に際しましては当金庫所定の審査をさせていただきます。その結果によっては、ご希望に沿えない場合もございます。</li><li>➤このローンは天草信用金庫の融資商品です。お客様のご融資につきまして保証機関である株式会社 オリентコーポレーションは、当金庫に対し保証をすることになります。</li><li>➤お申込にあたってお客様の個人情報は当金庫及び株式会社 オリентコーポレーションの加盟する個人情報機関に登録されます。</li></ul>